

大分県報

平成三十一年
第三〇五六号
二月五日

(火曜日)

目次

告示

- 青少年に有害な興行の指定.....一
- 土地改良区の定款変更認可.....一
- 地籍調査の成果の認証.....一
- 解除予定保安林.....一
- 道路の供用開始.....二
- 公共測量の実施.....二

告示

大分県告示第五十八号
次の興行は、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるので、青少年の健全な育成に関する条例(昭和四十一年大分県条例第四十号)第二十条第二項の規定により、これを有害興行に指定した。
平成三十一年二月五日

大分県知事 広瀬 貞

指定年月日	種類	題名	制作社名 又は配給社名	指定理由
平三一・一・二二	映画	W不倫 寝取られ妻と小悪魔娘	オーピー映画	著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を害するおそれがある。
〃	〃	妻たちの宴 不倫痴態	オーピー映画	
〃	〃	女ゆうれい 美乳の怨み	オーピー映画	

平成三十一年二月五日

大分県報(告示)

一

大分県告示第五十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款変更を認可した。
平成三十一年二月五日

大分県知事 広瀬 貞

土地改良区名	所在地	認可年月日
明正土地改良区	豊後大野市	平三一・一・二二

大分県告示第六十号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、次のとおり地籍調査の成果を認証した。
平成三十一年二月五日

大分県知事 広瀬 貞

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
杵築市	平二七・一〇・二二から平三〇・二二まで	杵築市大字日指の一部分の地籍図及び地籍簿	杵築市大字日指の一部分	平三一・一・二二
杵築市	平二八・七・二〇から平三〇・二二まで	杵築市大字日指の一部分の地籍図及び地籍簿	杵築市大字日指の一部分	平三一・一・二二
杵築市	平二八・六・一五から平三〇・二二まで	杵築市大字奈多の一部分の地籍図及び地籍簿	杵築市大字奈多の一部分	平三一・一・二二

大分県告示第六十一号

次のとおり保安林の指定を解除する予定である。
平成三十一年二月五日

解除予定に係る保安林の所在場所

大分県知事 広瀬 貞

平成三十一年二月五日

大分市大字一尺屋字吉ノ上四四一三番一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
魚つき

三 解除の理由
道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を大分県農林水産部森林保全課及び大分県中部振興局並びに大分市役所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第六十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十一年二月五日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成三十一年二月五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名

供用開始区間

供用開始年月日

県道東山庄内線

別府市大字東山字道ノ下二九三番五から
別府市大字東山字打越一二五八番三まで

平三一・二・五

○公 告

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次のとおり九州地方整備局山国川河川事務所長から公共測量の実施について通知があった。

平成三十一年二月五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 作業の種類

公共測量（一級、二級基準点測量）

二 作業の地域

大分県中津市耶馬溪町

大分県報（告示・公告）

三 作業の期間

平成三十一年一月十八日から同年二月二十八日まで